

平成 24 年 10 月から

障がい者虐待防止センター を設置しました。

障がい者虐待は、特定の人や特定の家庭で起こるものではなく、どこにでも起こる身近な問題です。

虐待かなと思ったらすみやかに通報を！

虐待は、障がい者の家庭や福祉施設や職場など身近な人によって引き起こされていることが多く明るみに出ない傾向があります。また被害者自身が虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えることができない場合もあります。

小さな兆候を見逃さず早期発見することが重要です。

虐待に気づいたら、すぐに通報をお願いします。

こんなことが「虐待」になります。

★身体的虐待

障がい者の体にあざ、痛みを与えるような暴力や体罰を加えることです。正当な理由なく身体を縛りつけたり、部屋に閉じ込めたりすることも含まれます。

★性的虐待

障がい者にわいせつな行為をしたり、させたりすることです。

★心理的虐待

おどし、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって障がい者に精神的苦痛を与えることです。

★放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の回りの世話や介助をしなかったり、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせなかったりすることです。

★経済的虐待

本人の同意なしに、財産や預貯金、年金、賃金などを勝手に使ったり、日常生活に必要なお金を渡さなかったりすることです。

◆虐待に気づいたら下記までご連絡ください。◆

◎【月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分】

小千谷市障がい者虐待防止センター (市役所福祉課内)	電 話:0258-83-3517 F A X:0258-83-4160 E-mail : fukushi@city.ojiya.niigata.jp
小千谷市健康・子育て応援課	電 話:0258-83-3640 F A X:0258-82-8964 E-mail : kenko@city.ojiya.niigata.jp

◎【休日・夜間（午後5時15分～午前8時30分）】

小千谷市役所（当直）	電 話:0258-83-3511（市役所代表）
------------	-------------------------